

○河北郡市広域事務組合理事長及び理事長職務代理者又は会計管理者
の職務を代理する上席の職員を定める規則

制定 平成18年12月6日 規則第11号
改正 平成19年3月30日 規則第4号

(理事長及び理事長職務代理の職務を代理する上席の職員の指定)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第3項の規定に基づき、理事長及び理事長職務代理者とともに事故があるとき又は理事長及び理事長職務代理者がともに欠けた場合において、理事長の職務を代理する上席の職員は、事務局長の職にある者とする。

(会計管理者の職務を代理する職員の指定)

第2条 法第170条第3項の規定に基づき、会計管理者に事故がある場合において、会計管理者の職務を代理する職員は、次の順序により定める上位の出納員とする。

第1順位 職務の級の高い出納員

第2順位 職務の級の同じ者については、給料の号級の高い出納員

第3順位 給料の号級の同じ者については、出納員の在職期間の長い者（在職期間が同じ者については、年長者）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。